

受付番号	8	受付月日	11月17日
			午前・午後11時 2分

東郷町議会議長 箕浦克巳 殿

東郷町議会議員

議席番号 14番 氏名 門原武志 ㊟

一 般 質 問 通 告 書

東郷町議会会議規則第59条第2項の規定により、次の事項について質問したいので通告します。

記

No. 4 - 1

質問事項	質問要旨	答弁者
1 仮称新諸輪保育園の開園について	<p>(1) 保育士の雇用について</p> <p>① 新諸輪保育園は、町立の上城保育園と諸輪保育園が統廃合され設置される民間の保育園である。町立保育園が2園減ることによって減る町臨時職員数は何人か。</p> <p>② 新諸輪保育園の保育士として、新諸輪保育園の設置運営者である社会福祉法人真人舎が新たに職員を募集することがあるか。その際、現在、町臨時職員として働いている人を優先的に雇用してもらう考えはあるか。</p> <p>③ 町立保育園のクラス担任について平成25年第2回定例会で福祉部長は「担任につきましては必ず正規職員を置いております。」と答弁した。保育の質を確保するために重要なことだが、現状はどうか。また新諸輪保育園の設置運営者はクラス担任には必ず正規職員を配置するか。</p> <p>(2) 統廃合される町立保育園の園児への影響について 保育士のメンバーが変わることによる影響についてどのように考えるか。</p> <p>(3) 保育料以外の負担について 延長保育料、主食代とも町と同額を予定しているとの説明だが将来も守られるか。またスモックなどはどうか。</p>	町長 担当部長

(注) 要旨は、具体的に記載すること。

質問事項	質問要旨	答弁者
2 教育費への支援について	<p>(1) 就学援助について</p> <p>① 学用品、体操服、制服の購入など入学準備に対する支援の現状について伺う。</p> <p>② 入学した後でなければ就学援助の決定がされないため、入学準備をしなければならない時期に援助費が支給されない。</p> <p>たとえば千葉県柏市は中学校の入学準備金の2月支給を予定している(12月議会提出補正予算案)。こうした例にならない、入学前にも就学援助が受けられるようにする必要があるのではないか。</p> <p>(2) 町独自の進学支援資金補助の実現を 豊明市の大学等入学支援金制度、日進市の高等学校等修学資金補助制度など、経済的理由により進学が困難な人に対し入学金を支援する制度が自治体独自で実施されている。東郷町も同様な制度を実施する考えは。</p>	町長 教育長 担当部長
3 個人情報保護条例の運用などについて	<p>(1) 東人発第67号(平成28年4月26日)について</p> <p>当該文書は、住民が平成28年4月11日付で町に提出した投書に対する「ご意見等に対する回答について」である。「ご提案・ご意見の要旨」には「1 介護保険制度の運用について」と「2 情報開示請求時の運転免許証番号の記録について」がある。2には「情報公開請求時、本人確認を目的として運転免許証の提示を求められたが、その際職員が事前説明をせず又了解を得る手続きをしないまま運転免許証番号の記録を始めた。この行為について職員に抗議したところ、町は番号を記録する根拠がなく、請求者にも教える義務はないとの説明があった。」とあり、これに対する「回答」は「町は、情報公開請求時に開示請求者の本人確認として、本人確認書類の提示をお願いしています。ご提示いただいたのが運転免許証である場合は、本人確認したことを明確にするため、開示請求者にご了解いただいた上で運転免許証番号を控えさせて</p>	町長 担当部長

(注) 要旨は、具体的に記載すること。

質問事項	質問要旨	答弁者
	<p>いただいています。今回につきましては、事前の説明が足りなかったため、誤解を招きましたこととお詫び申し上げます。」とある。</p> <p>なお、東郷町長名義で出された東人発第67号 平成28年4月26日の内容は下記のとおり。参考に引用する。(以下引用)</p> <p>ご意見に対する回答について 平成28年4月11日付でいただきましたご提案・ご意見につきましては、下記のとおり回答いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>【ご提案・ご意見の要旨】</p> <p>1 介護保険制度の運用について 介護保険制度の運用について質問を行ってきたが、町は具体的な回答をしていないのにもかかわらず、本件に関して対応を終了したとしている。理由として、投書の内容が同じ内容の繰り返しであることを挙げているが、繰り返しと捉える根拠は何か。</p> <p>これまでの経過や虚偽の回答は、投書等の処理に関する取扱い要領第1条に抵触しているのではないかと。</p> <p>2 情報開示請求時の運転免許証番号の記録について 情報公開請求時、本人確認を目的として運転免許証の提示を求められたが、その際職員が事前説明をせず又了解を得る手続きをしないまま運転免許証番号の記録を始めた。この行為について職員に抗議をしたところ、町は番号を記録する根拠がなく、請求者にも教える義務はないとの説明があった。</p> <p>事前説明をせず、了解を得る手続きを怠った場合、この行為はプライバシーの侵害となる。また、この行為は恒常的になされている可能性が高く、他の請求者にも同様の対応をしていたと思われる。</p> <p>プライバシー侵害行為による情報収集は即刻中止し、私の分を含めて現在まで記録されてきた全請求者の番号を廃棄処分すべきである。また、長年にわたって町が行ってきたプライバシー侵害行為を遡って調査し、その責任の所在を明確にしなければならない。</p> <p>【回答】 日ごろは、町行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。</p> <p>町は、情報公開請求時に開示請求者の本人確認として、本人確認書類の提示をお願いしています。ご提示いただいたのが運転免許証である場合は、本人確認したことを明確にするため、開示請求者にご了解をいただいた上で運転免許証番号を控えさせていただきます。今回につきましては、事前の説明が足りなかったため、誤解を招きましたこととお詫び申し上げます。</p> <p>今後は、窓口で事前説明を確実に行うなど、開示請求者</p>	

(注) 要旨は、具体的に記載すること。

質問事項	質問要旨	答弁者
	<p>に十分ご理解をいただけるよう職員に周知徹底していきます。</p> <p>最後になりましたが、貴重なご意見をありがとうございました。</p> <p>担当部署：総務財政課（内線2334）</p> <p>（引用以上）</p> <p>① 1への回答がないのはなぜか。</p> <p>② 「運転免許証番号を控え」たことについては「説明が足りなかった」のではなく、一切説明がなかったのではないか。</p> <p>③ 2にある町職員が「町は番号を記録する根拠がなく、請求者にも教える義務はないとの説明」したという記載の趣旨を説明されたい。</p> <p>(2) 第16条第2項について</p> <p>「開示請求をする者は、実施機関に対し、開示請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。」という規定について</p> <p>① 提示で足りるのではないか。</p> <p>② 提出された書類の扱いについて説明されたい。</p>	

(注) 要旨は、具体的に記載すること。